

## 自動車税・自動車取得税減免

	本人が運転する場合	家族が運転する場合 (生計同一証明書等必要)
<b>身体障害者</b>		
障害の区分	身体障害者手帳対象等級	
視覚障害	1・2・3・4級	1・2・3・4級
聴覚障害	2・3・4級	2・3級
平衡機能障害	3・5級	3級
音声機能障害	3級 (喉頭摘出のみ)	
上肢不自由	1級・2級の1・2級の2	1級・2級の1・2級の2
下肢不自由	1・2・3・4・5・6級	1級・2級・3級の1
体幹不自由	1・2・3・5級	1・2・3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級 (一上肢のみに機能障害がある場合を除く)
	移動機能	1・2・3級 (3級は一下肢のみに障害がある場合を除く)
心臓 呼吸器 じん臓 ぼうこう・直腸 小腸	機能障害	1・3・4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1・2・3・4級	1・2・3・4級
肝臓	機能障害	1・2・3・4級
<b>知的障害者</b>		
障害の区分	愛護手帳対象等級	
知的障害		A
<b>精神障害者</b>		
障害の区分	精神障害者保健福祉手帳対象等級	
精神障害	精神保健福祉手帳を有する方で、次のいずれかに該当する方 ① 障害の程度が1級であり、通院医療費受給者番号が記載されている手帳を有する方 ② 障害の程度が1級であり、精神通院医療を受けていることについて、通院している医療機関から証明を受けた方	
減免額の上限 自動車税	上限: 税額 45,400円 ① 45,400円以下の方 全額減免 ② 45,400円超の方 45,400円を超える額を負担	
自動車税継続申請手続	原則不要	
自動車取得税	上限: 課税標準額 2,500,000円 ① 2,500,000円以下の方 全額減免 ② 2,500,000円超の方 2,500,000円を超える額に3%の税率を乗じた額を負担	

※減免対象自動車の所有者は原則として障害者本人または生計を一にする方に限ります。その他詳しくは、県税事務所で、おたずねください。  
 ※生計同一証明書については、身体・知的障害の場合は市福祉事務所、精神障害の場合は西北地域県民局地域健康福祉部での交付となります。